

議案第4号

みやき町多世代交流センター条例について

みやき町多世代交流センター条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、子どもから高齢者までの多世代の町民相互の交流活動及び子どもの健全な成長を促進する事業を行うための施設として、みやき町多世代交流センターを設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により条例を制定する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町多世代交流センター条例

### (設置)

第1条 子どもから高齢者までの多世代の町民相互の交流活動及び子どもの健全な成長を促進することを目的として、みやき町多世代交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町多世代交流センター

位置 みやき町大字中津隈1988番地

### (事業)

第3条 センターは第1条に規定する目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

(1) 町民相互の交流活動を促進するための取り組みに関すること。

(2) 子どもの健全な成長の促進に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業。

2 町長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

### (開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は次のとおりとする。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時まで

(2) 休館日

ア 土曜日

イ 日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

エ 12月29日から翌年1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

### (使用の許可)

第5条 センターの施設及び付属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に当たっては、センターの管理運営上必要な使用条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしないことができる。

- (1) 使用の目的がセンターの設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの施設等を汚損、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、その他集团的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になる行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上適当でないとき。

(目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第7条 第5条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の停止又は取消し)

第8条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

2 前項の取消し又は停止により使用者に損害を生ずることがあっても、町はこれに対する補償は行わない。

(使用料)

第9条 町長は、センターの利用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の都合によりセンターを使用しないことについて町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき、使用の許可を取り消され、若しくは停止されたとき、又は使用を中止したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第13条 センターの建物又は施設等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの使用に関する業務
- (2) センターの施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関して町長が必要と認める業務

2 前条の規定により町長が指定管理者に前項各号に掲げる業務を行わせる場合は、第3条から第6条及び第8条から第11条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定に基づき指定管理者の指定の手続は、みやき町多世代交流センターの指定管理の実施に関する規則（以下「指定管理に関する規則」という。）で定める。

4 指定管理者は、指定管理に関する規則で定める管理の基準に基づき、その管理の業務を行わなければならない。

(利用料金)

第16条 町長は、相当と認めるときは、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、センターを利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第9条関係）

室名		施設使用料 (1時間につき)	冷暖房使用料 (1時間につき)
町内	会議室	150円	150円
	学習室	150円	150円
	調理室	150円	150円
町外	会議室	450円	450円
	学習室	450円	450円
	調理室	450円	450円

使用時間は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## みやき町多世代交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みやき町多世代交流センター条例（令和5年みやき町条例第 号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、みやき町多世代交流センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条の許可を受けようとする者は、施設等使用許可申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

(使用の許可)

第3条 町長は、前条の許可をするときは、施設等使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は次のとおりとし、使用料の減免を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書（様式第3号）にその旨を記入し、町長に申請しなければならない。

- (1) 町が主催する事業又は行事で使用する場合 使用料の全額
- (2) 町民相互の交流活動を促進する公共的団体 使用料の全額
- (3) みやき町内に居住する児童及びその保護者 使用料の全額
- (4) その他町長が特別の理由があると認める場合 町長が相当と認める額

(使用者の守るべき事項)

第5条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用後の整理、整頓及びごみ類等の処理は、責任をもって行うこと。
- (2) センターの施設及び附属備品を損傷しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品の販売、宣伝その他これらに類する営利行為を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号のほか、職員の指示に従うこと。

(毀損又は滅失の届出)

第6条 利用者は、センターの施設、設備、備品等を亡失し、又は破損したときは、速やかに町長に届け出なければならない。この場合は、利用責任者が、その損害を賠償しなければならない。

(準用)

第7条 第2条から第4条まで及び第6条の規定は、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあり、及び様式第1号から様式第3号までの様式中「みやき町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

## 施設等使用許可申請書

年 月 日

みやき町長 様

みやき町多世代交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号
使用日時	月 日（曜日）時から時まで
使用施設	・会議室      ・学習室      ・調理室
使用団体名	
使用料減免申請	・有      ・無
使用料	・有料      円      ・無料
備考	

注 太線内のみ記入してください。



施設等使用許可書

年 月 日

みやき町長

みやき町多世代交流センターの使用を次のとおり許可します。

申請者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号
使用日時	月 日（曜日）時から時まで
使用施設	・会議室      ・学習室      ・調理室
使用団体名	
使用料減免申請	・有      ・無
使用料	・有料      円      ・無料
備考	

施設等使用料減免申請書

年 月 日

みやき町長 様

みやき町多世代交流センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住所又は所在 氏名又は代表者名 連絡先電話番号
使用団体名	
代表者氏名	
減免の理由	みやき町多世代交流センター条例施行規則第4条 (1) 町が主催する事業又は行事で使用する場合 (2) 町民相互の交流活動を促進する公共的団体 (3) みやき町内に居住する児童及びその保護者 (4) その他町長が特別の理由があると認める場合
備考	

注 太線内のみ記入してください。  
使用団体名について、申請者が個人の場合は不要。  
代表者氏名について、申請者と同一の場合は不要。

## みやき町多世代交流センターの指定管理の実施に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、みやき町多世代交流センター（以下「センター」という。）の指定管理者による管理を実施することに関し、みやき町多世代交流センター条例（令和5年みやき町条例第 号。以下「条例」という。）及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成23年みやき町条例第11号。以下「手續条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (申請の添付書類)

第2条 条例第14条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、手續条例第3条各号に定める添付書類のほか、直近2事業年度における決算に関する書類を申請書に添えて提出しなければならない。

### (管理の基準)

第3条 条例第15条第4項で定める管理の基準は、別に定める。

### (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項については、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。